

立川市立南砂小学校 いじめ防止基本方針（令和7年度）

いじめ問題に対する基本的な考え方

<教員の指導力の向上と組織的対応>

- ・いじめ対策会議(危機管理委員会)の設置
- ・いじめ防止基本方針の策定
- ・「学校生活アンケート」の活用
- ・いじめ防止のための教員研修会の実施
- ・児童理解のための生活指導全体会の定期的な実施

<子供からの声を確実に受けとめ、子供を守り通す>

- ・スクールカウンセラー(以下、SC)によるいじめ相談窓口の設置
- ・SC等による全員面接
- ・いじめ実態調査の実施
- ・被害児童に対するSC等によるケア
- ・加害児童に対する組織的な指導等

<いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学級づくり>

- ・いじめに関する授業(道徳、特別活動)の実施
- ・動画を活用したSOSの出し方に関する教育(5年)
- ・弁護士によるいじめ防止授業(5年)
- ・ネットいじめに関する授業やセーフティ教室の実施
- ・代表委員会による取り組みへの支援

<保護者・地域・関係機関との連携>

- ・スクールソーシャルワーカー(以下、SSW)等を活用した家庭への働きかけ
- ・学校だよりや保護者会における啓発
- ・登下校や地域の見守り活動の充実
- ・学校運営協議会(以下、学運協)との連携

未然防止

<教員の指導力の向上>

- ・いじめ防止のための教員研修会の実施

<組織的対応>

- ・いじめ対策委員会…校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、SC、学年主任、SSW等

<いじめを生まないための取組>

- ・いじめに関する授業(道徳、特別活動)の実施
- ・動画を活用したSOSの出し方に関する教育(5年)
- ・弁護士によるいじめ防止授業(6年)
- ・ネットいじめに関する授業やセーフティ教室の実施

早期発見

<小さな兆候(サイン)の発見>

- ・SCによる全員面接(5年)

- ・学校生活アンケートの実施

<いじめ対策委員会>

- ・児童の記録とファイリング
- ・「ふれあい月間」調査結果の分析と記録

早期対応

<いじめ対策委員会>

- ・対応方針の決定と役割分担
- ・市教育委員会への報告、関係機関への協力要請

<被害児童への対応>

- ・複数の教員等による声かけや見守り

- ・SCやSSWによるケア

<加害児童への対応>

- ・組織を生かした指導等

- ・SCやSSWによるケア

<いじめを告発した児童への対応>

- ・加害児童からの仕返し等を防ぐための安全策の確保

- ・複数の教員等による声かけや見守り

<保護者・地域との連携>

- ・いじめ対策保護者会の開催

- ・学運協との連携

重大事態への対処

<被害児童の保護とケア>

- ・複数の教員等によるマンツーマンのケア
- ・SCによるケア
- ・SSWによる被害児童家庭への働きかけ

<加害児童への働きかけ>

- ・被害児童との隔離等→別室指導等
- ・SCによるケア
- ・SSWによる加害児童家庭への働きかけ
- ・懲戒や出席停止措置

<関係機関との連携>

- ・教育委員会への報告
- ・外部関係機関(警察、児童相談所、民生児童委員、教育委員会等)への支援要請
- ・都教委「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用
- ・警視庁少年サポートセンターとの連携

<保護者・地域との連携>

- ・いじめ対策緊急保護者会の開催
- ・学運協との連携

- ・民生児童委員との連携

<いじめ防止対策推進法に基づく対応>

- ・第28条→重大事態調査委員会の設置
- ・第30条→地方公共団体の長による再調査

南砂小学校 いじめ防止の理念

いじめは、被害を受けた児童にとって、教育を受ける権利が侵害されるばかりではなく、心と体の発達や人格の形成に重大な影響を与えるものである。生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れもある。学校は、児童の人権と人格の尊厳を守り抜くために、いじめが起きない学校づくりに取り組む。